

5年に一度の農振計画見直し前に農振除外申請を受け付けます

市は農業振興地域整備計画(以下、農振計画)の見直しを行います。住宅建設や事業開発などで農地転用手続きをする予定の農地が、農用地区域に指定されている場合、農地転用手続きより先に農振除外手続きを完了している必要があります。所有する農地が、農用地区域に指定されているかの確認は農林課に問い合わせください。

◎「定期見直し」を令和3年度に実施

市は3年度に、5年に一度の農振計画の定期見直しをします。このため3年度中は変更申し出の受け付けを休止しますので、下表の(1)に該当する人は期間中に手続きが必要です。

◎第2回「随時見直し」を実施

市は本年度2回目の農振計画の変更申し出を受け付けます。下表の(2)に該当する人は期間中に手続きが必要です。

【農振計画のあらまし】

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて市町村が定める計画です。この計画は農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を明らかにし、農地の有効利用と農業の近代化を総合的に進めることを目的としています。

【農振除外とは】

農業振興地域内では、農用地として利用する土地の区域を「農用地区域」とし、優良な農地の保全のために農業以外の目的での利用が制限されています。このため農用地区域内の土地を農地以外に使用する時は、農地転用の許可申請前に農用地区域からの除外手続きが必要となります。このことを一般的に「農振除外」と呼びます。

【農振除外の5要件】

- 農振除外するには、次の①～⑤の要件を全て満たす必要があります。
- ①農用地以外の用途に使用することが必要かつ適当であって、農用地区域外に代替する土地がないこと。
 - ②農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - ③担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと。
 - ④ため池、農道、農業用排水路などの土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。
 - ⑤土地改良事業実施中でないこと。または工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。

表 農振計画定期・随時見直し除外手続き

	(1)「定期見直し」	(2)「随時見直し」
該当者	令和4年度から5年以内に住宅建設や事業開発などによる農地転用手続きを予定する人	令和3年度中に住宅建設や事業開発などによる農地転用手続きを予定する人
申請期間	9月1日(火)から令和3年3月31日(水)まで	9月1日(火)から30日(水)まで
除外手続き完了予定時期	令和4年3月末	令和3年3月末
変更申し出書類 ※申し出書類は農林課から交付を受けてください	<ol style="list-style-type: none"> ①八幡平農業振興地域整備計画の変更申出書 ②事業計画概要書 ③位置図(申請地の位置や付近の状況が分かる地図。縮尺は1万分の1または5万分の1程度のもの) ④事業計画の概要が分かる建物の設計図(平面・立面)、配置図など(縮尺は500分の1または2千分の1程度のもの) ⑤土地の登記全部事項証明書 ⑥公図(申請地の地番や地目、隣接地の状況を表示した図面) ⑦位置選定検討表 ⑧資金計画書(資金調達の裏付け資料、残高証明など) ⑨その他状況に応じた書類(事前協議に応じます) ※申請内容によって必要な書類が異なる場合があります。	

※上記5要件に加えて、農地法(転用許可基準)、都市計画法(開発許可基準)など、他の法令の許可が得られることが求められます。

【申請に当たっての注意】

▼転用目的や場所によっては除外できない場合があります。

▼原則として、定期見直しをする3年度中は計画の変更作業のため、農振除外などの変更申し出の受け付けは休止します。そのため、緊急性が高い事業を計画している人は、2年度の「随時見直し」に申請書などを提出してください。

【問い合わせ先】 農林課農政推進係 (☎・内線1341)

まちづくりにあなたの提言をお寄せください

市は市民の意欲や柔軟な発想を市政に生かすことを目的に、まちづくりに関する提言やアイデアを、市民一人一人が市長に直接提案する個別広聴を行っています。ただし、陳情・要求、個人的相談、他人の誹謗・中傷を目的とするものは対象外となります。

◎市長と直接語り合おう

「市長とのフリートーク」で皆さんが思い描く市の将来像を、市長と直接語り合ってみませんか。

■対象 市内で活動する団体やグループ(地域振興協議会、自治会、PTA、老人クラブ、スポーツ団体、サークル、職場団体など)
※当日は5人以上の出席をお願いします。



- 開催時間 午前10時から午後9時までの間で2時間以内
- 開催日時・場所 申し込み団体と協議して決定します。会場は申し込み団体で手配してください。
- 申し込み方法 申込用紙に必要事項を記入し、開催希望日のおおむね1カ月前までに企画財政課広報広聴係に提出してください。
- 申込用紙は、市ウェブサイトでダウンロードすることができます。
- ◎市長へ直接届けよう 市民の皆さんの率直な意見やアイデアを郵送などで投書する「わたしの提言」を募集しています。寄せられた提言は、市長が直接目を通し、希望に応じて回答しています。
- 提言方法 提言用紙と専用の郵送用封筒により郵送してください。本庁舎には、直接投函できる提言箱も設置しています。
- 提言用紙は、市ウェブサイトからダウンロードすることができ、ファクスやメールでも受け付けています。
- 提言用紙と郵送用封筒の設置場所
 - ▼西根・安代の各総合支所
 - ▼田山支所
 - ▼西根地区市民センター
 - ▼大更・田頭・平館・寺田・松尾・細野・畑・荒屋・五日市・浅沢・館の各コミュニティセンター

家賃補助の対象を拡大 市内中小事業者を支援

市は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業者へ支援する家賃補助の補助対象要件を拡大しました。

■補助対象要件 市内に事業所を有する「小売業・飲食業・宿泊業・サービス業(一部対象外)」を営む事業者で、次のいずれかに該当

- ①令和2年4月から9月までのうち1カ月の売り上げが、前年同月と比べ50%以上減少。ただし、創業1年未満の場合は、対象月までの任意の1カ月の売り上げを前年同月の売り上げと見なします。
- ②【拡】令和2年2月から9月までの間の連続する3カ月の売り上げが、前年同月と比べ30%以上減少。ただ

特別児童扶養手当には所得状況届の提出が必要

特別児童扶養手当の受給者で、引き続き手当の受給資格を得るには所得状況届の提出が必要です。

市から書類を送付しますので、期間内に手続きをしてください。

■提出期間 8月13日(木)から9月11日(金)まで

■問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係 (☎・内線1106)



クマに注意してください

市内の山には多くのクマが生息

毎年、市内の山沿いの農地などで、クマによる農作物被害が発生しているほか、近年は人里での目撃例も多くなっています。登山などで入山するときは、山林付近で農作業をするときは十分注意してください。

クマの出没を防ぐためには

被害に遭わないためにも、まずはクマの出没を防ぐ対策をしましょう。

▼農作業や入山する際の注意点

- ①ラジオや鈴など音の出る物で自分の存在を知らせる。雨の日や川の近くでは、人間の臭いや物音が伝わりにくいため、特に大きな音を出す。
- ②クマの行動が活発な早朝や夕方は、特に注意する。
- ③撃退スプレーなどを持ち歩く。

▼クマが出没しにくい環境づくり

- ①クマを誘引する生ごみなどを適切に処理する。野菜や果樹などをそのままにしておく、クマをおびき寄せることになりません。また、草刈り機などで使うガソリンなどの揮発性物質もクマを誘引するので、保管場所に注意しましょう。
- ②農地や住宅周辺の茂みや低木の刈り払いをしましょう。野生動物は体

が丸見えになることを嫌います。身を隠せる場所をなくすことで、出没しにくくなります。

もしもクマに遭遇してしまったら

野生動物が相手のため確実に安全な方法はありませんが、落ち着いて、背を向けずにゆっくりとその場を離れましょう。大声を出したり、走って逃げたりすると、クマも驚いて襲ってくる可能性があります。また子グマを見つけたら、近くに親グマがいる可能性が高いため、その場をすぐに離れましょう。

農作物被害を防ぐために

クマによる農作物被害を防ぐためには、電気柵の設置が有効です。市は鳥獣害防止を目的とした設置に対し、費用の一部を補助しています。設置前に申請する必要がありますので、導入を予定している場合は、問い合わせてください。

補助額 電気柵設置費用の2分の1(上限額6万円)

問い合わせ先 農林課林業係(☎内線1339)



市立保育所で働く臨時保育士を募集

市は市立保育所で働く臨時保育士を若干名募集しています。申し込みに必要な履歴書と会計年度任用職員登録申込書は、市ウェブサイトからダウンロードするか、総務課か地域福祉課から交付を受けてください。

- 応募資格 保育士免許を取得している健康な人
- 雇用開始予定 要相談
- 問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係(☎内線1101)



市民後見人養成講座を開催します

盛岡広域8市町は、弁護士や司法書士などの専門職以外の人が担う市民後見人に必要な知識や技術を学ぶ盛岡地域市民後見人養成講座



を開きます。

■日時 9月24日から11月26日までの毎週木曜日(全9回)午前10時から午後4時半まで

■会場 プラザおでつて ほか

■費用 無料

■定員 30人程度(定員を超えた場合は抽選)

■申込期限 9月3日(木) ※必着

■申し込み方法 申込書(宣誓書を含む)に必要事項を記載の上、盛岡広域成年後見センターに申し込みしてください。受講者確定後に案内を送付します。

■問い合わせ先 盛岡広域成年後見センター(☎019-626-6112)

高齢者の先進安全自動車の購入をサポートしています

市は高齢者の運転による自動車事故を防止し、事故時における被害の軽減を図るため、70歳以上を対象に、1人当たり1回限り、安全運転装置を搭載した新車の購入費用の一部を予算の範囲内で補助します。ただし、国のサポカー補助金と重複できません。

■対象車 次の要件を全て満たす自動車

- ①補助金の交付を受けようとする年度内に新車登録された自家用および乗用の用途
- ②車両本体価格(消費税抜き)が200万円以下
- ③自動車検査証の使用の本拠の位置が市内
- ④市内の自動車販売店から購入

■対象者 次の要件を全て満たす人

- ①市内に住所を有し、新車登録日において70歳以上
- ②営利を目的とせず自ら使用する目的で新車を購入
- ③自動車運転免許証を保有
- ④自動車検査証の使用者と一致
- ⑤市税の滞納がない

■申請期限 補助対象車の新車登録日から起算して2カ月以内か、令和

和3年3月31日(水)のいずれか早い日※2、3月に申請する場合は、事前に防災安全課への連絡が必要になります。

補助区分と金額

サポカーSワイド(10万円)

▼搭載安全装置 自動ブレーキ(対歩行者)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線維持支援制御装置または車線逸脱警報装置、先進ライト

サポカーSベーシック+(8万円)

▼搭載安全装置 自動ブレーキ(対車両)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置

サポカーSベーシック(8万円)

▼搭載安全装置 低速自動ブレーキ(対車両)、ペダル踏み間違い時加速抑制装置

■問い合わせ先 防災安全課地域安全係(☎内線1266)



狩猟免許を取得しませんか？狩猟免許新規取得経費の一部を補助します

市は狩猟免許を新規取得した経費の一部を補助します。

■対象者 次の要件を全て満たす人

- ①市内に住所を有し、市税の滞納がない人
- ②狩猟免許を新たに取得した人③狩猟免許取得後、市猟友会に入会し、かつ市鳥獣被害対策実施隊に入隊する人

■補助対象 ①第1種銃猟免許②わな猟免許

■対象経費 受験料、申請手数料、医師の診断書料、教習実費など

■補助額 経費合計額の2分の1まで。ただし、上限額は①が5万円、②が1万円

■申請期間 補助対象経費が生じた日の属する年度の末日まで

■必要書類 ①取得した狩猟免許の写し②経費に係る領収書などの写し③猟友会に入会したことを証明する書面④市鳥獣被害対策実施隊入隊の誓約書

■問い合わせ先 農林課林業係(☎内線1339)

令和2年度狩猟免許試験

■試験日、試験会場など

試験日	試験会場	申請期間
9月13日(日)	山田町中央公民館(山田町)	7月27日(月)から8月28日(金)まで
12月13日(日)	矢巾町公民館(矢巾町)	10月26日(月)から11月27日(金)まで

■予備講習会 試験前に無料の予備講習会を開きます。申し込みなどは、(公社)県猟友会(☎019-622-2358)まで。

■試験内容 ①知識試験②適正試験③技能試験

■受験手数料 1件5,200円(県収入証紙で納付)

■提出書類 ▶狩猟免許申請書▶受験票▶本人確認書類の写し▶返信用封筒および切手(狩猟免許の郵送を希望する人のみ)▶医師の診断書

■申し込み・問い合わせ先 盛岡広域振興局保健福祉環境部(☎019-629-6563)

※県や県猟友会のウェブサイトで、試験や予備講習会についての詳細を確認することができます。なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、試験を中止・延期する場合があります。